

令和7年9月定例会 一般質問 小西高吉議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「まちづくり協議会の設置について」

○小西高吉 改めまして、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は大項目4点させていただきます。

まず初めに、大項目1といたしまして、まちづくり協議会の設置について、これも何回も提案もさせていただいて質問もさせていただいているんですが、今回また改めて質問をさせていただきます。

市民の皆様の声をどのように市政に反映させていくのか、これは自治体運営における最も基本的でかつ重要な課題であると考えます。私はこれまで何度も議会で、市民の声を行政に届けるべきだと一般質問を行ってきました。ただ、残念ながら市の答弁は形式的であり、実際の施策や運営に市民の意見が十分に反映されたとは言い難い状況が続いております。市民から、何も決められない、意見を聞かれない、知らない間に重要なことが決まっているという不安や不満の声が数多く寄せられております。市政が市民から遠ざかっている、この現実をまず直視すべきではないのか。結果として、市民が知らない間に決まったと感じる事例が後を絶たず、市政への不信や疎外感を招いていると考えております。パブリックコメントや説明会が開催されても、その結果がどう生かされたのか、市民にはほとんど見えません。意見を聞いたとしながらも、実際には結論ありきで、市民の声が形だけにとどまっている。このような状況では、市民はどうせ聞いてもらえない感じ、まちづくりに参加する意欲を失う、行政と市民の間に大きな溝が生まれている。私は、市民の声を確実に行政に届け、まちづくりを共に進めるために、恒常的かつ公開性のあるまちづくり協議会の設置が必要だと考えて今回提案を改めてさせていただきます。

そこで、構成としては、地域住民、各種団体、事業所、行政職員など多様な主体が参加する。役割としては、1つ、市が進める施策や計画について意見交換を行い、市民の声を反映させる。2つ目、情報を早い段階で共有し、知らない間に決まっていたという状況を防ぐ。3つ目、市民と行政が共に考え、納得のいく形でまちづくりを進める。4つ目、市民、地域団体、事業者が参加できる協議の場を設ける。5、行政が計画段階から市民に情報を示し、意見を受け止める。6、そこで出た意見が実際の政策にどう反映されたのか、市民に説明責任を果たす。こうした協議会は市民の参画意識を高めるだけでなく、施策への理解と合意形成を促進し、結果的に行政への信頼を向上させる効果があると考えます。

そこで、質問させていただきます。

市民から、何も決められない、知らない間に決まってしまうという声がある現状をどのように認識されているのかお伺いして、壇上での質問を終わります。答弁よろしくお願ひします。

○市長公室長 ただいまのご質問でございますが、現時点におきましてそのようなご意見があることについては把握しておりません。

以上でございます。

○小西高吉 そういう声があるということを知らない、把握していないという答弁ですが、私も今まで何回か申しているんですが、そういう声も真摯に聞いていただいているないというふうに思わざるを得ないという答弁だなと思います。

次に、市民の意見を計画段階から反映させる仕組みを強化する必要があると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○市長公室長 本市の総合計画などにおきまして、計画の策定に当たりまして意見交換の機会を設け、市民の皆様からのご意見を募集、反映することができる仕組みとなっておりますことから、広聴の手続としては満たされているものと考えております。

○小西高吉 反映されているというように認識されているということですが、次に重要施策の計画段階で市民に周知し、意見聴取を必ず行うという統一基準を持っているのか。基準がある場合、その文書名、制定日、所管は。ない場合は、いつまでに制定されるのか、その点をお聞かせいただけますか。

○市長公室長 計画策定に伴う広聴につきましては、各個別の法令の定めに応じて行うものであり、一律に広聴の手続を定め、義務づけることは技術的には困難でないかと考えております。

○小西高吉 困難だからする必要はないという答弁と取っていいということですね。

次に、市民意見を受けて施策を修正した箇所を原案と修正案の対比表で公表しているのか。していない場合は公表されるのか、その点お聞かせいただけますか。

○市長公室長 お尋ねの公表しているのかというところでございますが、例えば都市計画決定の変更の手続におきまして、案の縦覧を新旧対照表形式により行っているものもございます。また、この縦覧期間中におきましては、案に対してご意見を述べていただくことが可能となっております。

○小西高吉 体制でやっている部分もあると。ない部分においては、そういうお考えはないんですか。

○市長公室長 ない部分とおっしゃっているのが何を指しているのかが分かりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

○小西高吉 ぜひ精査いただいて検討していただけたらというふうに思います。

次に、市民が知らない間に決まっていたと感じる最大要因は情報公開の遅れだと認識されているのか。されているなら、事前公表の標準リードタイム、例えば30日前というようなものを明文化していくのかどうかお伺いできますか。

○市長公室長 計画の策定までに策定しようとする案をホームページ等によりまして公開し、先ほど答弁いたしましたとおり、市民の方々への広聴の機会を確保しておりますことから、お尋ねの件につきましては、情報の公開が遅れたことが原因であると考えておりますが、周知の方法につきましては、よりよい方法がないかについて引き続き研究してまいります。

○小西高吉 ぜひ研究いただきたいと思います。そこで満足してしまうと止まってしまうので、ぜひ前向きな考えで進めていただけたらと思います。

次に、恒常的な市民参加の場としてまちづくり協議会を設置することについて、ここが本題なんですが、検討いただけるかどうか、いかがですか。

○市長公室長 まず、計画の手続につきましては、広聴の機会が一定程度確保されております。また、市政に対する意見がございましたら、市役所内に設置されました投書箱でありましたり電子メールによりまして、そのご意見を表明していただく機会を設けておりますことから、お尋ねのまちづくり協議会と提案されている協議会の創設は現時点では考えておりません。

○小西高吉 設置する気はないという答弁だと思うんですが、その合理的根拠と土台となる調節の対話機能をKPI、参加者数、意見反映率、満足度、公開期限厳守率つきでお示しいただけますか。

○市長公室長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんが、本市の重要な計画の策定に対しまして市民の皆様が意見を述べていただくことができる想定いたしました協議会の一例といたしましては、香芝市都市経営市民会議が考えられるところでございます。

○小西高吉 都市経営市民会議、以前からありますし、私も入ったことあるんですが、それだけで本当にまちづくりについて、それで100%なのかというと、違うと思うんでこういう提案を何度もさせていただいているんですが。

最後に、市長にこの点についてお伺いするんですが、市民は主役であり、行政はサポート役、実際には市民の声を聞く仕組みもなく、知らない間に計画が進められていく。これでは市政への信頼を失われていく一方。私はこれまで何度もこの点を指摘させていただいてきましたけども、依然あまり届いてないという、今までの答弁を聞くと、思いますが、市民と行政が対話を重ね、共に町をつくる仕組みこそが持続可能で信頼される市政の基盤であると考えます。市民の声を生かしたまちづくりに向けての市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長 かねてから議員のほうからも、市民の意見を市政に反映する場を設けるということにつきましてのご意見もいただいてきましたところでございます。また、以前には、重要な計画が市民のご意見を聞かず策定をされていたというようなご意見があるということにつきましては、私も承知をしてございます。市民の意見の表明の機会を設けるということにつきましては大変重要でございます。ただ、現状におきまして、府内におきましてどのような

体制でさらに市民の意見をお聞きをしていくかということにつきましては、なかなか体制の整備も整っていないところでございますが、先般開催をいたしました子ども議会も、ある意味では子供の意見をしっかりとお聞きをして、その意見を市政に反映させるという目的の点もございますので、徐々にそういった取組も進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、その他の年代につきましてもですね、まちづくり協議会というものかどうかは少し現段階では明言できませんけれども、私の考えにおいて、また府内においても、例えば検討しているものとしては、地域ごとのタウンミーティングのようなものの実施も含めまして、市民の皆様と幅広く意見交換をさせていただきながらご意見をお聞きするという機会を設けることができないかどうかについても、引き続き前向きに研究を進めて、できれば実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○小西高吉 ありがとうございます。市長からは前向きな答弁をいただいたということで、それを信じながら待ってみたいと言つておきます。ぜひよろしくお願ひいたします。

「学童保育（放課後児童健全育成事業）について」

○小西高吉 次に、大項目2といたしまして、学童保育、放課後児童健全育成事業についてお伺いします。今までしたら、専用区画とか、いろいろなそういう点に絞って聞かせていただいておりましたが、今回はちょっとお金について、税金についてお伺いいたします。

市民の大切な税金を用い、子供たちの健全育成を目的に運営されている放課後児童クラブ、学童保育所ですね。しかし、本来国や県から入るべき交付金が活用されず、指定管理者が支給された処遇改善費を使い切らないまま放置され、結果として市に損失が生じているというように考えます。市は既に予算を組んでいるにもかかわらず、それを十分に生かせてない、そのようなことから今回質問させていただくわけなんですが、1つ目として、指定管理契約の根拠についてお伺いいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

香芝市立学童保育所条例第4条第1項を根拠としてございます。

以上でございます。

○小西高吉 私が聞きたいのはその点じゃなく、本来でしたら、現在の指定管理者との契約金額の積算根拠、一体いつ、誰がどのような調査に基づいて作成されてこられたのかという点をお聞かせいただきたかったんですが、多分聞いてもご答弁いただけないんだろうと思うんで、また違う形で質問というか、そういう機会をつくっていきたいと思います。

次に2番目として、子ども・子育て交付金、補助金の執行率はというところで、1つ目として、100%執行できていないのであれば、その理由をお聞かせいただけますか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

令和6年度の決算では、放課後児童クラブの運営支援事業に係る執行率は80.2%、また放

課後児童支援員等処遇改善等事業に係る執行率は86.5%でございました。

以上でございます。

○小西高吉 それ以上の答弁もらえないですか。理由としてお聞かせいただいているんですが、その点はお答え難しいですか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

理由といたしまして、基本の運営分につきましては基準額のほうを上回っておりますが、補助メニューの中には補助基準額に、おっしゃるように達していないものもございます。特に放課後児童支援員の処遇改善事業につきましては、賃金の改善に必要な費用の一部を補助するものでございまして、大きく賃金改善をしたり、また平成25年度以前から長期間雇用される者に有利であるような設計がされているところでございます。また、学童保育施設数を拡大して新規雇用を増やしている公立学童につきましては、補助基準額に到達できないというものです。ちょっと理由というところになってるかどうかなんですが、現状そのような状況でございます。

以上でございます。

○小西高吉 また改めて違う形で聞かせていただくんですが、次に補助メニューを増やす理由として、近隣市町村では子ども・子育て交付金のメニューを増やすされて交付金を最大限確保されていると。**香芝市はほとんどメニューを増やすされていないんですが、メニューを増やすことで国、県からの交付金が増え、市単独、市の単費の負担が減るというように思います。なぜ香芝市は交付金を取り逃すことになっているのか。補助メニューを増やす理由ですね、その点お聞かせいただけますか。**

○子ども家庭部長 お答えいたします。

市内には学童保育事業を実施する者が複数存在するために、いずれの事業所にも共通する事業を補助事業としてきた経緯がございます。これまでのところ、事業者が独自に行っており保育の質やサービスの充実を図る事業に対しましては補助ができていないことに鑑みまして、**令和8年度に向けては、補助対象とする事業の拡充等の検討は進めているところでございます。**

以上でございます。

○小西高吉 前向きに令和8年度は補助メニューを増やすということを、もう既にかかっていただいているということですね。よろしくお願ひしておきます。

次に、賃借料補助の運用についてなんですが、この点についてはいかがですか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

賃借料補助の実績というようなところでお答えさせていただきます。

現在、公立施設4か所、民間施設4か所で賃貸料を対象とした補助事業を活用しております。補助金の上限額である2,699万2,000円に対して、支出額のほうは2,163万4,500円でございまして、補助上限額の8割程度となっているところでございます。

以上でございます。

○小西高吉 貸借料ということで、特に自治会さんの公民館とか集会場等をお借りしてのところにおいては、実際にどこかを借りて自主的にされているところとかはいろいろあるかと思います。そういうところは運営もされてるんでね、そこは別としても、場所だけを賃貸されているところ、補助率100%を渡されたらいいと思うんですけどね。その自治会さんも潤って、またいろんな活動に利用もされると思いますんで、これは要望しておきます。そういうことをしっかり考えていただいたらなと。答弁いただけるんでしょうか。もう要望にしありますわ。ぜひ前向きに考えてください。

次、処遇改善事業の未活用についてなんですが、これについては放課後児童支援員等処遇改善等事業では、1つの支援員に当たり、年ですね、167万8,000円が支給されているんですが、これについて、指定管理者のほうは全額を使われていないということからいくと、その結果、**市は年間約1,000万円の損失を出しているように考えます。これ多分満額使われたら**その分、国、県から入ってきたら指定管理者に支払う契約のお金ですね、それが少しでも助かると。そこからいうと、大体年間1,000万円ぐらいになるんじゃないかというように算出させていただいているんですが、これ自体は制度の理解不足なのか、契約書の不備なのか、その点、市のお考えはいかがですか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

制度の理解不足というところにつきましてはいかがなものかと思いますが、本市におきましては、処遇改善事業の補助につきましては、確かに十分検討できていなかったところがございますが、**学童保育の指導員がキャリアアップを目指し、経験年数や自己研さんを重ねて保育の質を向上させることを後押しするためにも、意欲のある事業者には補助できるよう**に検討したいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○小西高吉 しっかり理解いただいて、予算も計上を市としてされているわけですので、それを活用していただくことで本当に市の単費が少しでも減ることは、市民にはまた還元できるということですんで、ぜひお願ひしておきます。

次に、民間事業者等補助メニューの未活用について、この点をちょっとお伺いしたいんですが、令和4年度からも補助メニューを増やせるはずだったのに増やしてこられなかつたと先ほどもおっしゃってましたが、結果、市の負担軽減の機会を失ったということから、この判断により年間に市の負担が増えたのではないかというように思いますが、この民間事業者の補助メニューの未活用についてのご答弁をいただけますか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

市の負担軽減の機会を失ったというところにつきまして、令和4年度から新たに補助メニューを増やしたものもございますし、そこについてはそのようには考えていないところではございます。国が示します補助対象の事業で本市が対象としている事業があることは確かでございます。今後におきましては、補助の対象事業の拡充に向けて検討を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小西高吉 ちょっとところどころ聞こえにくい部分があるんですが、ぜひ前向きに検討いただけるということで、子供たちにそれが返ってくる、子供たちの第2の家というぐらいになると言われてますんで、ぜひお願ひしておきますね。また、ちょっと気になるところが何点かあったんで、それはまた違う形で質問させていただけたらと思います。今回はしません。

「国道168号線の拡幅事業について」

○小西高吉 次に、大項目3といたしまして、国道168号線の拡幅事業、香芝王寺道路と言われる道路ですね、これの拡幅事業が徐々に進んできております。その点でちょっと何点か聞いていかせていただきたいんですが、何でこれ、はっきり言うて県の事業ですんで、市がどうこうということはないんだと思うんですが、ちょっといろいろ上中自治会、畠ノ浦自治会等でいろいろ問題というか、いろんな声が上がってきている点もございますんで、あえてこの場で聞かせていただきたいと思うんですが、1つ目として、国道168号香芝王寺道路の現況についての課題は何かということをちょっとお聞かせいただきますか。

○都市創造部長 現況の国道168号においては、慢性的な交通の渋滞が課題であると考えております。現に国道168号香芝王寺道路の上中交差点から下田交差点までの区間について、奈良県が策定する奈良県みんなでつくる渋滞解消プランにおいて、渋滞が著しい箇所としており、早期に4車線道路に整備することが必要であるというふうにうたわれております。

以上でございます。

○小西高吉 次に、この事業の今の進捗状況をお教えいただけますか。

○都市創造部長 事業の進捗でございますが、北今市橋から旭ヶ丘団地東入り口交差点付近、歩道橋までの区間については、4車線道路としての整備が完了しており、令和7年3月に供用を開始しております。

以上でございます。

○小西高吉 ちょっと拡幅されて何か使い勝手が悪くなったというか、間違って反対車線に行かれる車も度々見かけるんですけど、あれ北今市のところになるんですかね。いろんなちょっと不安点というか、あるんですが、次に旭ヶ丘団地東入り口交差点北付近から西名阪自動車道までの整備の予定をお聞かせいただけますか。

○都市創造部長 国道168号香芝王寺道路の整備事業を施工している奈良県に確認したところ、令和7年9月頃から令和9年3月頃までの期間に旭ヶ丘団地東入り口交差点北付近から西名阪自動車道までの区間において、西側の車線の工事が行われる予定であるというふうに聞いております。また、令和9年度から令和10年度末までの期間において東側の車線の工事が行われ、令和11年度に中央分離帯等の仕上工事が行われる予定であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○小西高吉 取りあえず西側ですね、令和9年度までに完成に入られると。西側の道路の拡幅、歩道等も整備されていくということですね。

次に、現在存在する交差点、ここが大事なところなんですが、の整備についてはどのようになってますか。

○都市創造部長 香芝インターインター上中交差点、上中交差点大起水産前、志都美駅前の交差点、J R志都美駅前及び上中南交差点セブン-イレブン前は、信号機のある交差点として整備され、香芝県民運動場の南側の交差点は信号機のない交差点として整備される予定であると聞いております。しかし、香芝県民運動場の北側の交差点及びその北側の交差点は中央分離帯を設置して、東西の横断を規制する予定であると奈良県から説明を受けております。

以上でございます。

○小西高吉 答弁いただいた最後の部分ですよね、一番肝腎なところ。この県民運動場北交差点というところは、西松屋さんがあるところですよね。これ当初、ここは信号機のある交差点だったと。交差点を造るというように聞かせていただいていたわけなんです、上中の方々も畠ノ浦の方々も。ただ、**急に交差点に信号機がつかないと、イコール交差点ではなくなると、中央分離帯ができるというようになったということで、この変更理由については市はどのように把握されてますか。**

○都市創造部長 奈良県からの説明によりますと、当初は当該交差点には信号機を整備する計画で奈良県警察と協議を進めておりましたというふうに聞いております。協議を重ねた結果、信号機の設置指針において設置の要件に該当せず、信号機の設置ができないと判断され、交差点を設置せずに、中央分離帯により東西の横断を規制するように計画を見直したというふうに聞いております。

以上でございます。

○小西高吉 ちなみに、この信号機の設置の条件というのはどのように聞いておられますか。

○都市創造部長 令和3年3月24日付で警察庁交通局長から発出された信号機の設置指針の通達によりますと、信号機の設置に当たって、交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析し、他の対策により代替えが可能か否かを考慮した上で、真に必要性の高い場所を選定するとされております。また、道路を新設する際において、必要条件と~~一~~条件に該当する見込みが見込まれることが上げられております。

以上でございます。

○小西高吉 今の答弁の最後のほうでおっしゃられた必要条件と~~一~~条件、これについてのご説明をお願いできますか。

○都市創造部長 まず、必要条件でございますが、一方通行の場合を除き擦れ違いが可能であること、歩行者が安全に横断待ちができる滞留場所の確保ができること、主道路の自動車

等往復交通量がピーク 1 時間で原則として300台以上であること、隣接する信号機との距離が原則として150メーター以上離れていること、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できることの 5 つの条件でございます。

次に、択一条件は、信号機の設置を検討する前の 1 年間に、当該場所において人身事故が 2 件以上発生していること、幼稚園、認定こども園、保育所、小・中学校、病院等の付近において、児童生徒、高齢者等の通行の安全を特に確保する必要があること、交差点においてピーク 1 時間の主道路及び従道路の自動車等流入交通量が一定の水準を満たしていること、歩行者の横断の需要が多いと認められ、歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に立体横断施設がないことの 4 つの条件のいずれかに該当することが見込まれることとなっております。

以上でございます。

○小西高吉 いろいろご説明いただいたて、上中で説明会あったときも県のほうからこの説明を受けたわけなんですが、そのときでもいろいろ聞かせていただいて、こういう条件はとかというのも聞かせていただいたんですが、ちなみにどの条件に該当しないで信号機設置ができないのかという点はどのように把握されてますか、市として。

○都市創造部長 香芝の県民運動場の北側の交差点につきましては、現状の幅員が 3 メートルと狭隘な東西の市道を 6 メートルに拡幅することで、自動車等が安全に擦れ違うために必要な車道の幅員の確保が見込まれることから、必要条件の全てを満たすことができる計画でございました。しかし、4 つの択一条件のいずれにも該当することが見込めないことから、信号機の設置ができなくなつたと奈良県から説明を聞いております。

以上でございます。

○小西高吉 その択一条件、4 つのというお話をしたが、該当する条件、私はあると考えてるんですけど、市のお考えはいかがですか。

○都市創造部長 議員おっしゃっているのは多分、香芝北中学校の通学路となっていることから、2 つ目の択一条件に該当するのではないかというふうに考えられておられるということで、本市もその考えはございます。

以上でございます。

○小西高吉 その点、市からは県に対してのお話はしていただいたことってあるんでしょうか。

○都市創造部長 その部分につきましては市のほうからも説明はさせていただきましたけど、奈良県警察の回答としては、香芝県民運動場の北側の交差点の南側約 220 メートル先に歩道橋があるため、交通の安全を特に確保する必要がある場合には該当しないというふうに判断ということで、本市のほうで回答は聞いております。

以上です。

○小西高吉 歩道橋まで大分距離ありますしね。何というんでしよう、まあまあ警察の考えがよく分からないというか、本当に実際利用されている方の状態、安全性等もしっかり考え

ていただきたいと思うんですが。

ちなみに、今回地元の自治会さん、[上中自治会と畠ノ浦自治会会长名合同で嘆願書を提出](#)されております。奈良県知事宛て、奈良県警察本部本部長宛て、ほんで香芝市市長宛てということで、市長も読んでいただいたとは思っているんですが、この点ちょっと読んでご紹介させていただきたいと思います。

8月22日に提出されているんですが、嘆願書、去る6月26日午後7時から上中南集会場において、上中自治会住民に対して一般国道168号香芝王寺道路の工事説明会が開催され、本事業の概要の説明を受けましたが、どうしても納得できないところがあります。それは我々住民は、本事業において県民運動場北交差部は信号交差点として整備されると思っていましたし、そのようなうわさが流れていたため、安心していました。ところが、今回の説明会において、令和6年度の協議で奈良県警より信号機交差点として認められないと回答があり、したがって県民運動場北交差部は信号機なし、中央分離帯が設置されると説明がありました。どうして近年になって急に方針が変わったのか、全く理解できません。

もし県民運動場北交差部が信号機なし、中央分離帯設置ということになれば、①県民運動場北交差部において自動車及び歩行者が東西に通行できなくなり、周辺住民にとっては大変不便になってしまいます。特に歩行者にとりまして、200メートル以上離れた上中南交差点から旭ヶ丘団地東入り口交差点まで行かないと国道を横断することができず、これでは歩行者泣かせ、高齢者いじめというほかありません。

②上中自治会の範囲は国道168号線の西側にも広がっていて、今まで県民運動場北交差部とスシロー前の2か所に横断歩道があったため、東西に行き来はできましたが、この2か所の横断歩道が中央分離帯で塞がれて2か所ともなくなってしまいますと、東西に行き来はできなくなり、コミュニティーが分断されてしまいます。特に上中自治会南Bブロック1班は、県民運動場北交差部を挟んで東に6戸、西に4戸から成る班です。今まで東西に行き来できたため、班として成り立っていましたが、今度は行き来ができないため、同じ班として運営していくことが困難となります。

③県民運動場北交差部の東西の道は昭和40年頃まで、まだ土葬の時代には葬連道といつて、上中自治会内でお葬式があると、旭ヶ丘団地横にある共同墓地まで葬送の列が通る野辺送りの道でした。その歴史ある葬連道を今事業によって分断されるということは、歴史を消してしまうことになり、誠に残念と言うほかありません。

④また、できない理由として、信号機設置指針の必要条件1が満たされていないということですが、説明会の席で必要条件1を満たすための用地買収については、以前から協力する予定であったと交差部隣接の土地所有者が発言されているのですから、必要条件1は容易に解決できるはずです。

そういうことから、どうか速やかに土地所有者と協議して必要条件1を解決して、再度協議していただき、県民運動場北交差部を信号機交差点として認めていただくよう、上中自治会及び畠ノ浦自治会住民一同よりお願い申し上げます。

本事業の目的の一つに地域の活性化が上げられています。もし県民運動場北交差部が信号機なし、中央分離帯設置ということになれば、さきに申し上げましたように、上中自治会のコミュニティーが分断され、地域の活性化どころか不活性化となり、自治会のコミュニティーが破壊され、自治会のまとまりというものがなくなってしまうことになり、本事業目的に反する事業になります。国道は立派になったが、そのしわ寄せで周辺住民が不利益を受けたり泣いたり困ることのないように切にお願い申し上げます。どうか再度ご検討の上、英断をもって善処方よろしくお願ひ申し上げます。以上というようにこの嘆願書を提出されております。

これについての対応としては、市はどのようにお考えですか。

○市長 今議員がご紹介いただきました香芝県民運動場の北側の交差点ですね、現状におきましても通行される歩行者、また一般車両もいらっしゃるというふうに承知をしてございまして、関係の自治会の皆様からもご要望があったということは私もつい先日伺ったところでございます。

この国道168号の当該区間ですね、香芝王寺道路の整備に係る現時点での事業計画を私も先日確認をさせていただいたところでございます。議員ご指摘のように、当該交差点に中央分離帯を設置されることになりましたら、日常から使用されている歩行者、また一般車両にも大きな影響が出ると考えられることや、コミュニティーバスの停留所も現状でも近接してございまして、上りと下りのバス停留所が大きく分断されるという問題も生じます。また、同じく香芝市内的一部の地域が少し分断されるような形にもなってしまうということもございますし、自治会の皆様からもご指摘いただいているように、緊急車両の通行にも影響が出るのではないかという懸念もございます。

本市としては、直近に立体横断施設があるとはいえ、やはり高齢の方であったり車椅子の方も通行されるわけですから、先ほど上げました課題等を解消するためには、やはり当該部分につきまして車両も、そして歩行者が横断できるような形態での信号機のある交差点の設置をする必要はあるのではないかと考えてございまして、その点につきまして先般、奈良県公安委員会に対しまして要望書をお送りをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○小西高吉 ぜひお願いしたいと思います。結局これ国道に出るのに右折が全てできないと。中央分離帯があると右折できないですよね、東から出ようが西から出ようが。そうなると、上中で言うと上中の村中、畠ノ浦で言いますと村中を細い、ほんま狭隘な道路を通る車が増えますよね。どうしてもやっぱり先のところに出ようと。旭ヶ丘のマクドナルドの交差点、もしくはセブン-イレブンの交差点まで出ないと右折できないということになると、生活道路に進入する車がどうしても増えててしまうと。今まで直接国道に出られていた方も、一旦、上中で言うと、県道まで出て南北どちらかに行くというようになると、相当やっぱり危険も伴ってくる。そこへ通学路、子供さん方も歩いたりされているわけなんで、その点も考えたときに、本当にこの地域住民、近くにお住まいの方々が迷惑を

被る、不安になる、安全性も失われてくるということが絶対あってはならないというように思いますんで、県の事業だといっても、やっぱり市がどれだけ本当に力強く動いていただけかというのもやっぱり地元の声としてしっかり上げていただきたいと思いますので、引き続きぜひお願ひします。住民の皆様の声でありますので、よろしくお願ひしておきます。これはまた引き続き、いろいろ確認もしていきたいと思うんですが、ぜひお願ひしておきます。

「中学校部活動地域移行に向けての拠点校（合同チーム）について」

○小西高吉 次に、4つ目として中学校部活動地域移行に向けての拠点校、合同チームについてお伺いさせていただきたいと思います。

この地域移行については、毎回結局質問させていただくような形になってしまっているんですが、今回は特にこの拠点校、実際始めておられますよね。野球部においては合同チーム、拠点校の体制でこの夏休みも進めてこられたと。ほかの部活動はまだされてないんですが。そんな点もありましたんで、1つ目にこの拠点校、合同チーム、これの根拠についてお伺いいたします。

○教育部次長 令和7年度中は学校部活動としてやっておりますが、この拠点校のことです。これは令和8年度からの地域クラブ活動への移行を円滑に行うために取っている方法となります。奈良県では令和8年4月から、休日における教職員の指導による学校部活動の廃止が決定しております。令和8年4月に初めて地域クラブ活動として合同での活動を開始すると、来年の7月に開催される奈良県中学校総合体育大会等に向けた準備を3か月程度で整える必要があります。そうなると当該チームの成熟を図るには時間的に制約がありますことから、顧問の教職員から得た生徒の様子に鑑みまして、令和7年度から拠点校方式を開始することとしております。

以上です。

○小西高吉 もちろんずっと令和2年から僕質問をさせていただいているんで、来年度4月から地域移行、土日の部活動は教職員による指導は一切廃止だというように県知事もおっしゃったんで、それはもう十分分かってるんですけど。ただ、来年4月から地域移行される、イコール拠点校にする、その理解が分かんないんですよ。**拠点校にしなければならない**というのは、地域移行にうたっているわけじゃないですよね。しなさいってなってます。その点お聞かせいただけますか。

○教育部次長 **国等のガイドラインで、拠点校にしなければならないとか、そういう内容はございません。**

以上です。

○小西高吉 拠点校にしなければならないということではないっておっしゃったんですね、今。拠点校にしなければならないと書いてるとおっしゃったんですか。ちょっと最後聞

こえにくかったんです。再度お願ひできますか。

○教育部次長 ガイドラインに書かれているわけではないです。

○小西高吉 ですよね。拠点校にしなければならないって書いてないんですよ。ですよね。なのに、もう来年、令和8年4月からは拠点校にするという方向で、今から徐々に慣らそうということでスタートされたとおっしゃっているんですけど、そこが分かんないんですよ。何で拠点校にする必要があるのかというのを。これ実際野球部ですよね。**野球部って部員数多いんですよ。**今現在、1、2年でいうと、もともとの学校で約20人ぐらい、4中学校に大体いてはると思うんですよ。今、2つずつひつついで、約40人、40人のチームになったんですね、部活動。今まででも20人、結局20人だったら背番号が、大会にもよるんですけど、一応20人ベンチ入りできると。今までベンチ入りされてた子らがこれできなくなる。40人になるんですからね。そやから、そこから言っても、指導者は、野球部の顧問になりたいという先生多いんですよ。僕、いろんな方に聞いたんですよ。ただ、野球部の先生、今おられるから、ちょっと申し訳ないが、仕方なくほかの部を見てんねんいう方も多い。これから手を挙げてもらうんですよね、指導者、土日において。平日においては今までどおりの部活動だということで、もう本当に多分これ混乱招くんんですけど、その中でこの野球部を**拠点校にして合同チームにされた、その点お聞かせいただけますか。**納得いく答弁いただきたい。

○教育部次長 教育委員会としましては、休日の活動を希望する生徒に現状の部活動に近い形で参加してもらいたいということを考えています。**令和6年6月に実施したアンケート**によりましたら、休日の地域クラブ活動に関心を持っている420人の中学生のうち47%、これ198人が、指導者として平日の部活動の顧問教職員や同じ種目を指導する近隣の学校の教職員が望ましいというふうに回答しており、教職員に指導されることを望んでいることが分かります。兼職兼業の教職員以外の指導者も想定しておりますが、特に地域クラブ活動発足時に、どの生徒にも安心して休日の活動を行ってもらいたいというふうに考えています。

また、もう一つの目標であります教職員の働き方改革の観点からは、特定の教職員が毎週末に指導を行わなくてもよい環境を目指しています。安全の管理や指導の効率の観点から、それぞれの種目におきまして1回の活動に対し複数の指導者を配置することを基本と考えているため、仮に2人しか登録のない種目でしたら、毎週末の指導が必要ということになります。**3人以上の指導者を配置しまして、交代で指導することにより指導の頻度を下げることで時間外勤務の削減を目指しております。**

お述べのとおり、野球部に関しましては、ほかの部活動に比べますと指導者の候補は多いんですけども、それでも、今言わせてもらいましたように、毎週参加しなくて済むようにするためにには少々厳しい状態ということになります。

以上です。

○小西高吉 もちろん働き方改革から始まったこの地域移行やと思うんです。その中には持続可能にするためというのはもちろん分かっているんです。持続可能にするためという

のは、生徒数が減り、部員数も減り、一つの学校でチームが単体でできないというのを持続可能にするために、拠点校にして、それこそ4校あつたら4校が一つになっての拠点校もあると思うんです、これからね。それやつたら分かるんですよ。単独でチームとして成り立たない、部活として成り立たない、先生も指導者もおられないという状況になっている、それがもう目の前に見えてると言うんならば分かるんです、私も。そやけど、今の状況からいくと、部活動、生徒数は十分おられる。ほんで、先生もみんな手挙げていると聞いているんですよ。ただ、先生の場合は異動もあるんで、これが確定かというたら、これも分からぬのも分かるんですよ。ただ、異動してもそのまま土日に関しては指導者として登録できるといふのも実際聞かせていただいているんで。働き方改革っておっしゃられたけど、今回は強制は土日に関してはされない。あなたが、何々先生は野球部を持ちなさい、何々部を持ちなさいという強制はできないんですよ。ですよね。あくまでも自主性で、私がやりたいと手を挙げられる方が指導者としてされるということですね。これ自体がもう働き方改革になつてますよね。今まで強制的にこの部を持ちなさい、土日も見なさいと。見なさいといふ、それもなかつたんやと思うけども、もう必然的に土日も試合等を入れると全て見なければならぬと。そやから、せめて土日は休日にしましょと、先生らの仕事を休ませてあげましょとということでこれスタートしている。実際、指導者として、私、監督やります、コーチやりますというのは、自主的に手を挙げている方がされるんですね。ですよね。じやないですか。僕言つてること間違つてます。その点ちょっと、何かそれを理由にされる意味が全く僕分かんない。これ納得されます。言っておられながら納得されてるのかどうかが僕分からへんのですけど、その点いかがですか。

○教育部次長 まず、兼職兼業をされる教員のことにつきましてですが、これは議員お述べのとおり、強制ということはありませんし、考へてもいないです。あくまでも希望される教員ということになります。

その意味で言いましたら、希望される方が土曜なり日曜なりに指導するという選択肢を持っているというのは明らかです。ただ、平日の教員としての勤務の分と、それから休日の地域指導者としての勤務の分と、これ合計で勤務時間というものを考えないといけませんので、これは兼職兼業の教員だけじゃないんですけれども、本職を持っておられる一般の方でも休日に指導される方は同じことになるんですけども、それでやっぱりその方のワーク・ライフ・バランス等も考えてやっていく必要があると考えています。

以上です。

○小西高吉 そやから、実際に外部移行、指導者、クラブチームの方とかにもお願いした場合においても、その働き方を考えなければいけないということをおっしゃったんですか、今。先生だけじゃなく、外部指導者にお願いした場合においても、その働き方改革の部分も考えて、チーム数を減らすことによって行く回数、指導者の数も減らせるというところまで考えなければならないから、拠点校にされたというようにおっしゃってるんですか。再度、ちょっと分かりにくいくらいんですけど。

○教育部次長 はい、その意図で話しました。

○小西高吉 そこまでやっぱり考えないといけないですか。もともと子供のほうに向いてないといけないと思うんですよ。現に拠点校にされて、遠いところに練習、この夏休みでも練習はほぼ99%そっちへ行かなければならぬとなつて、行けない子供てるんですね、これ。もう参加できない子供出てしまつてるんですよ。毎日、この暑い中、自転車で行かなければならぬ。自転車を持ってない者、乗れない者おつたら、これ行くことできなうですね。かといつて、毎日毎日親が送迎するのも無理ですよ。何で拠点校にされた。部員数もいてる、指導者の先生もおられる。

1つ聞きたいのは、この間、前回僕聞かせていただきときに、夏休みは全て先生は休みになるんですかと問うたときに、平日は平日やと、土日においては、そやから一緒やということをおつしやつたんです。カレンダーどおりだと。そやから、平日は学校の部活動としてという扱いになるとおつしやつたんですね。それなのに、結局夏休みの間はその拠点校まで自転車乗つて行かれたと。ほんとうります。100%とは言わなうんですけど。何か矛盾して仕方ないんですね。前回答弁されたとき、平日は平日やから、土日に関しては、その先を、来年の4月からを読んでいくならば、土日はクラブチームというか、地域移行にされるのは分かるんですよ。そやけど、平日においては部活動だということになると、何か矛盾して仕方ないんですが。多分これ同じことばかり言つて、同じ答弁をもらうだけなのかも分かんないですけど、本当にちょっと納得ができないというか。うん、分かりましたなり、それやつたら仕方ないですねというところにまでもう僕自身は思えないので、これはまた引き続き聞いていくんですけど。

実際、その次として実施状況、この拠点校についての実施状況は今どういうふうになつてゐるんですか。

○教育部次長 現状ですけれども、まず令和7年度につきましては、平日、休日全て学校部活動です。平日は、基本的に従来どおり、それぞれの学校において部活動を実施しています。休日は拠点校方式で部活動を実施することとしており、生徒数や指導者数から、種目によつて市内で主に1拠点や2拠点で活動することとしています。2拠点とする場合は、地理的な観点から香芝中学校と香芝東中学校、香芝西中学校と香芝北中学校としています。現時点におきまして拠点校方式で部活動を行つておりますのは、野球部、剣道部、柔道部及び水泳部となります。お述べのとおり、拠点校方式に移行する時期については種目によって異なりますので、まだの種目もあるということになります。

以上です。

○小西高吉 今おつしやられた野球部以外に剣道部、柔道部、あと何部とおつしやつたんかな。あ、水泳ね。

この剣道部、柔道部、水泳部においては、部員数どれだけおられてどういうふうな状況なんですか。

○教育部次長 休憩をお取りいただきありがとうございます。

すいません、現在ちょっと正確な数字持っておりませんので、すみません。
以上です。

○小西高吉 多分これ剣道部、柔道部、水泳部って各学校になかったと思うんですよ。4校に1つずつあったわけじゃないですよね。その場合やったら分かるんですよ、拠点校というのは。逆に言うたらこれ、野球部で言うたら、北と西が1つの野球部になられたと。ただ、これサッカーで言うと、西中っていんですよね、サッカーチーム。北中にはあるんですよ。この場合やったら、僕、西中でサッカーチームに入りたいという子が1人でも2人でもおられたら、これ拠点校にされて、サッカーチームに入ろうと思うたらこの拠点校に行ったら入れるとなると、めっちゃプラスやと思うんです。それは分かるんですよ。そやから、この剣道部、柔道部、水泳部においても、多分部員数が減って各学校になくなつたんで、今拠点校として剣道部、柔道部は香中ですかね、水泳も香中になるんのかなと。いや、違う、剣道が香中、拠点校ですよ。柔道部は東になるのかな。ちょっとその説明だけできますよね。お願ひできます。

○教育部次長 剣道部、柔道部が香芝中学校、水泳部が香芝東中学校です。

以上です。

○小西高吉 結局そういうことですよね。各学校に単独でできない、部員数も減った、指導者もおられなくなってきたといういろんな何か要因があって、多分これ拠点校、これは分かるんです。納得できるんですよ。子供にとってプラスやと思います。自分の学校にないけど、あの学校に行ったら入れるというようになる、それが拠点校。これやつたらもう理解はできるけど、各学校に十分な生徒がおられて、逆にレギュラー以上の部員数がおられる。それから、部員数が足りなくて試合にも出れないとかという要件があつての合同チーム、拠点校というんやつたら分かるんですけど、正直分かりにくいというか、分からぬということだけ申し上げて、取りあえず時間ですので今回は終わっておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。